

# 千葉県福利厚生援護会だより

令和2年新春号

新年明けまして

おめでどうございませう



旧年中は当会の職員・役員一同に対し、格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。

厚く御礼申し上げます。

昨年一年間を振り返りますと、元号が平成から令和に変わりました。令和に変わり、心機一転、頑張ろうという人々や会社も多いものと思います。

その中で働き方改革というテーマで現在も国を挙げて議論がされています。働き過ぎに対し、働く限度として残業を月30時間以内(年360時間以内)に抑えようという方針も示されました。できるだけこの方針に従って、経営者の方々も努力していく方向付けができました。

昨年は大きな台風が日本列島を襲いました。台風15号と19号です。被害に遭われた地域は二つの台風によって多少違います。被災された方々は大変な思いをされていると思います。水没してしまった会社も、あるいは鉄塔が破壊された地域の会社も経営が大変難しくなっている場合があります。

経営が悪化して休業あるいは廃業せざるを得なくなった会社には雇用保険が発動されます。その会社で働く人々も、雇用保険を活用することにより助けられ、会社としても国に委ねることによって、損害を最小限に抑える事が出来ます。

このように昨年は大災害によって大きな痛みを受けましたが、今年はそのような災害がないよう、祈るばかりであります。

本年も宜しくお願い致します。

令和二年元旦 職員・役員一同

## 雇用保険

2 p.. 高齢者の保険料が徴収開始

2 p.. 災害時の特例措置や助成金

3 p.. 休業時の休業手当の支払い義務

4~5 p.. 時間外労働と36協定

違反がないかの確認を。

6 p.. ハローワークの求人

インターネットサービスが始まります

7 p.. 被扶養者の国内居住要件、受動喫煙

8 p.. 社会保険に加入しましょう

当会にて社会保険（健康保険・厚生年金）のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

☎ 047-420-8163 (代)

会長の西村と所員がブログを更新しております。下記をご覧ください。  
「西村治彦の日記」「西村社会保険労務士事務所だより」